

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険の保険料の決め方



一人一人の保険料は、「基準額」を基に所得に応じて決定します。

この基準額は、今後の被保険者数や介護保険サービスにかかる費用などの見込みから3年ごとに見直され、令和6～8年度は月額 5,800 円と定めています（第9期大村市介護保険事業計画）。

＜基準額の算定方法＞

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{基準額(月額)} \\ 5,800\text{円} \end{array}} = \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{市で必要な介護} \\ \text{サービスの} \\ \text{総費用(3年間)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{第1号被保険者の} \\ \text{負担額(23\%)} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{l} \text{第1号被保険者の人数(3年間)} \end{array}}} \div \boxed{\begin{array}{l} 12\text{か月} \end{array}}$$

令和8年度から介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階第1、2、4、5段階の「本人の所得・収入額等」の基準の中の80.9万円が82.65万円に変更になりました。

＜令和8年度の保険料＞

所得段階	住民税課税状況		本人の所得・収入金額 等	保険料率	保険料 (月額・円)	保険料 (年額・円)	
	本人	世帯					
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 前年のその他の合計所得＋課税年金収入額 82.65万円以下	基準額×0.285	1,653	19,840	
第2段階			前年のその他の合計所得＋課税年金収入額 82.65万円超120万円以下	基準額×0.485	2,813	33,760	
第3段階			前年のその他の合計所得＋課税年金収入額 120万円超	基準額×0.685	3,973	47,680	
第4段階			課税	前年のその他の合計所得＋課税年金収入額 82.65万円以下	基準額×0.9	5,220	62,640
第5段階 (基準)				前年のその他の合計所得＋課税年金収入額 82.65万円超	基準額	5,800	69,600
第6段階	課税	—	前年の合計所得 120万円未満	基準額×1.2	6,960	83,520	
第7段階			前年の合計所得 120万円以上210万円未満	基準額×1.3	7,540	90,480	
第8段階			前年の合計所得 210万円以上320万円未満	基準額×1.5	8,700	104,400	
第9段階			前年の合計所得 320万円以上420万円未満	基準額×1.7	9,860	118,320	
第10段階			前年の合計所得 420万円以上520万円未満	基準額×1.9	11,020	132,240	
第11段階			前年の合計所得 520万円以上620万円未満	基準額×2.1	12,180	146,160	
第12段階			前年の合計所得 620万円以上720万円未満	基準額×2.3	13,340	160,080	
第13段階			前年の合計所得 720万円以上	基準額×2.4	13,920	167,040	

【合計所得】収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除、医療費控除等の所得控除前の金額。

【その他の合計所得】合計所得金額から年金所得金額を控除した金額。

※ 合計所得金額（その他の合計所得）は、分離譲渡所得に係る特別控除額を考慮しています。

※ 第1段階～第3段階の保険料率については、公費負担により軽減しています（第1段階 0.455→0.285、第2段階 0.685→0.485、第3段階 0.69→0.685）。

※ 令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、引き上げ前の算定方法となります（合計所得金額が前年度と変わらなければ令和7年度と同等の保険料）。